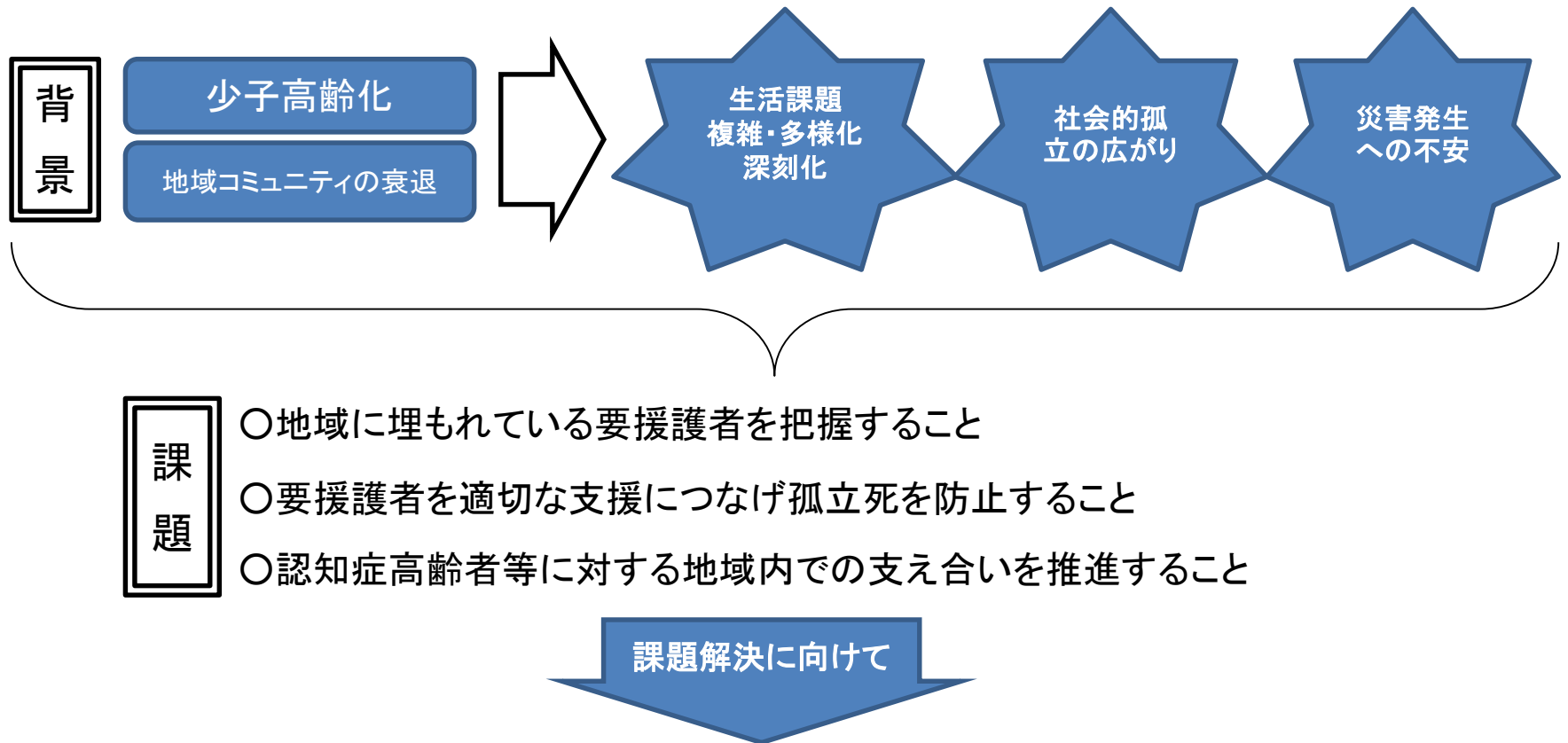


東住吉区における日ごろの見守り活動事業概要

地域と行政に求められていること(公共的課題)



平成27年4月から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施

東住吉区における日ごろの見守り活動事業概要

○【地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業】(区CM自由経費)

事業内容

区社協に福祉専門職のワーカー(CSW)を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、次の①～③の機能を一体的に実施することにより、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。

機能① 地域の見守り活動への支援

- ・行政が保有する「要援護者名簿」の登録者に対して、地域等への情報提供に係る同意確認を郵送により実施
- ・未回答者に対しては、CSWが各戸訪問により同意確認を行う
- ・同意のあった要援護者の情報は、地域へ提供し(協定書を締結)、見守り活動につなぐ
- ・地域において平時の見守り活動を行うことで、災害時の避難支援への備えも強化

機能② 孤立世帯への専門的対応

機能③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見



東住吉区における日ごろの見守り活動事業概要

○【地域福祉サポート事業】(区長自由経費)

事業内容

各小学校区に地域福祉コーディネート機能を担う「地域福祉サポーター」を配置し、日常生活における“困りごと”への対応や見守り相談室との連携による地域における見守り活動等の支援、高齢者等の居場所・つながりづくり等の支援を実施

地域相談窓口の運営

・日常生活における“困りごと”に関する相談対応や援助が必要な住民を適切に関係機関へつなぐための連絡調整 など

見守り相談室との連携

- ・地域住民による要援護者に対する見守りや助け合い活動と見守り相談室の活動をマッチング
- ・地域住民等が要援護者等の異変を察知した場合の対応
- ・地域における「ゆるやかな見守り活動」への支援

高齢者等が地域福祉活動に参加するきっかけとなる居場所・つながりづくりの支援

・ふれあい喫茶等のように誰もが気軽に参加できる活動の場の創出や居場所・つながりづくりの支援 など

【地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業】と
【地域福祉サポート事業】により地域の見守り体制づくりを支援

東住吉区における日ごろの見守り体制のイメージ図

区役所

保 健 福 祉 課

業務委託

区社協

見 守 り 相 談 室

連携  支援

地 域 福 祉 サ ポ ー タ ー

機能①

見守り体制づくりの
働きかけ・支援

名簿
整備

要
援
護
者
名
簿

要援護者の個人情報の
取扱いに関する協定

- 要介護3以上
- 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上
- 身体障がい者1級、2級
- 知的障がい者A
- 精神障がい者1級
- 難病患者

地 域

地域の見守り活動の担い手

例えば、
地域振興町会、民生委員、
地域福祉サポーター など

日ごろの
見守り

声掛けや訪問など

要援護者